

# 兵庫県警察公安捜査隊規程

昭和43年11月11日

本部訓令第27号

## (概要)

この規程は、大規模かつ広域的な警備事件に対する捜査体制の充実強化を図るため、部隊の編成及び運用について必要な事項を定めたものである。